

宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議の会議の傍聴に関する要領

令和5年11月20日

宮崎県福祉保健部障がい福祉課

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン（令和元年10月総務部人事課行政改革推進室定め）」に基づき、宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議（以下「連絡会議」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員（報道関係者を含まない。）は、概ね10人とする。

(傍聴手続)

第3条 傍聴を希望する者は、会議開催当日に開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて申し込むものとする。

2 傍聴の申込みは、会議開会予定時刻の10分前を目処に、先着順に定員に達するまで認める。

(傍聴を認めない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) テレビ、ラジオ、拡声器、無線機、映写機の類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 会議の場にふさわしくない服装の者
- (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- (9) 児童及び乳幼児

(傍聴人心得の交付)

第5条 傍聴人には別紙の傍聴人心得を交付し、傍聴人はその内容を遵守しなければならない。

(会長の指示)

第6条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附 則

この要領は、令和5年11月20日から施行する。

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、係員の指示に従い、次の事項を守ってください。

- 1 会議開催中は静粛に傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- 2 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- 5 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- 6 その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(注) これらの事項を守らない場合、その他会長の指示に従わない場合には、退場していただく場合があります。